第15回静岡県ものづくり競技大会「総合の部」　課題概要一覧

部　門	会　場	課題の概要	課題・採点基準の公開	各校に知らせておくべき事項	選手定員
機械製図 CAD	科学技術高校	組立図より部品を抽出し、CADで図面を作成してプリントアウトする。	課題：非公開	(1)会場PCはInventerとAutoCADが使用可能。 (2)入賞者のうち異なる学校の上位2名を若年者ものづくり競技大会へ推薦する。 (3)各自でUSBへの保存ができるようにすること。	最大20名 ただし各校3名まで
電子回路 組立て	工科短期大学校 沼津キャンパス	第19回若年者ものづくり競技大会に準じた課題を出題する。	課題：公開 内容：競技課題、競技仕様書 時期：概ね大会2ヶ月前	(1) 第19回若年者ものづくり競技大会まで使用されたR12基板を使用する。 (2) 成績1位の選手と、1位の者と異なる所属の上位入賞者1名の合計2名を若年者ものづくり競技大会へ推薦する。 (3) 規定により、高校生は若年者ものづくり競技大会への推薦は行わない。	最大10名 ただし各校5名まで
ITﾈｯﾄﾜｰｸ ｼｽﾃﾑ管理	工科短期大学校 沼津キャンパス	2026年度若年者ものづくり競技大会ITﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑ管理の作業要素（サーバ構築）に準じた課題を出題する。	課題：非公開	(1)上位数名までを若年者ものづくり競技大会へ推薦する。（ただし各校1名まで）	9名 （各校3名まで）
配管	工科短期大学校 静岡キャンパス	「令和7年度　2級技能検定建築配管実技試験問題」に準じた課題とする。	課題：公開 内容：課題のみ	(1)上位大会はない。 (2)別日程（1月8日）で開催する。	20名
旋盤	工科短期大学校 静岡キャンパス	課題図に従い、2個の鋼材丸棒を持参したバイト等で切削し、オス・メス2つの部品に仕上げ、寸法精度、組立精度、見た目の美しさ等を競う。 加工は、外径に段、テーパ、溝、ネジ、偏芯、ローレットを加工し、内径には段、テーパ、偏芯を加工する。	課題：非公開	(1)上位数名までを若年者ものづくり競技大会へ推薦する。（ただし各校1名まで） また、高校生は上位入賞しても、※1の規定により若年者ものづくり競技大会へは出場できない。	最大15名 ただし各校5名まで （状況により変更有）
フライス盤	工科短期大学校 静岡キャンパス	課題図に従い、2個の未加工の鋼材を、正面フライス、エンドミル等の切削工具を使用して加工する。六面体加工、直溝加工、勾配加工を行い組み合わさる2つの部品に仕上げる。仕上げた2つの部品の寸法精度、組付精度や外観の美しさ等を競う。	課題：非公開	(1)競技で使用するフライス盤は静岡鉄工所のSV-WⅡ。 (2)上位数名までを若年者ものづくり競技大会へ推薦する。（ただし各校1名まで）	最大9名 ただし各校3名まで （状況により変更有）
電気工事	工科短期大学校 静岡キャンパス	上位大会の課題に向け技術・技能の基礎力を競う課題。	課題：公開 内容：課題、採点基準 時期：10月に各校へ通知	(1)工具の制限はしない。（ただしレーザー不可） (2)競技時間は75分、打切り90分。 (3)治具テンプレートはA4判2枚の大きさ以内。 (4)事前に用意したメモの持ち込み不可。 (5)スケールの穴あけは1個のみ1つの穴を認める。 (6)スケールに課題の指定寸法の目印を付けたものは不可。 (7)高校生上位者2人は東海大会に出場。 (8)工科短大生上位者は若年者ものづくり競技大会へ推薦する。（委員で協議）	最大10名 ただし各校2名まで
建築大工	浜松技術専門校	課題図に従い、木造小屋組の一部を製作し、その技術・技能を競う課題。	課題：公開 内容：課題図及び問題 時期：11月より希望者にメールにて随時配布	(1)上位数名（基準点有）までを若年者ものづくり競技大会へ推薦する。（ただし各校1名まで） 高校生については※1参照 (2)使用工具等、準備する工具、道具類が追加された。	最大10名 （各校2名まで） 状況により変更有

※上位大会（若年者ものづくり競技大会）への推薦について

1　若年者ものづくり競技大会の実施職種のうち、高校生ものづくりコンテスト東海大会にある4職種（旋盤、電気工事、電子回路組立て、建築大工（木材加工））への高校生の出場には全国工業高等学校長協会（全工協）の推薦が必要となる。この推薦は前年度東海地区大会で優勝した県に与えられるため、県大会で高校生が上位入賞しても全工協の推薦がなければ若年者ものづくり競技大会へは出場できない。

2　県大会の入賞者が若年者ものづくり競技大会への推薦を辞退し、県大会参加者の中から推薦者を出すことができない場合に限り、部門において協議のうえ、県大会の参加者でない者を推薦することができるものとする。その場合にはあらかじめ部門委員長が事務局に申し出、事務局の了解を得ることとする（令和4年度追記）。